

保育所等における職員配置基準の改正について

1 国の改正内容

施設・事業	現 行	改 正 後
保育所	乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定において、当分の間、保健師又は看護師を 1 人に限って、保育士と見なすことができる。	乳児 4 人以上を入所させる保育所の保育士の最低基準数において、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を 1 人に限って、保育士と見なすことができる。
小規模保育事業 A 型・B 型 事業所内保育事業	保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を 1 人に限って、保育士と見なすことができる。	保育士の数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を 1 人に限って、保育士と見なすことができる。

2 本市の考え方

これまでの保健師、看護師と同様に、准看護師を 1 人に限って保育士とみなすことにより、特に体調の変化に注意を払う必要がある乳児への対応や児童の怪我への対応など、専門知識を生かしながら児童の健康と安全管理に寄与することが期待できる。

また、保育士確保にも一定の効果が期待できると共に、保育所職員に対する研修を積極的に受講させることにより、保育の質は確保できるものと考え、国基準どおり職員配置基準を改正することとする。

3 今後の予定

設備と運営基準を定めている「児童福祉法施行条例」の改正を第 3 回定例市議会（9～10 月）に提案し、議決後、公布日から施行する。